

草津市と龍谷大学との連携協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と龍谷大学および龍谷大学短期大学部（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、教育研究活動等を通したまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 地域コミュニティの推進に関すること。
- (2) 地域福祉・環境保全の推進に関すること。
- (3) 地域産業および観光の振興に関すること。
- (4) 教育・研究および人材育成に関すること。
- (5) 生涯学習およびスポーツ・文化の振興に関すること。
- (6) 地域まちづくりおよび地方創生の推進に関すること。
- (7) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- (8) その他、甲および乙が必要と認める事項に関すること。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲または乙から改廃の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2018（平成30）年2月23日

（甲）草津市草津三丁目13番30号
草津市

市長

橋川 清



（乙）京都市伏見区深草塚本町67番地
龍谷大学・龍谷大学短期大学部

学長

入澤 崇

